

補助金等の見直しに関する指針

平成 21 年 12 月

飯 塚 市

目 次

	ページ
はじめに	1
1 補助金等に関連する法令等	2
2 現状と課題	
(1) 現状	3
(2) 課題	5
(3) 補助金の種別とその課題	6
3 見直しの視点	7
4 見直しの方向性	7
5 補助金の交付と見直しに関する基準	
(1) 補助金交付基準	9
(2) 補助金見直し基準	9
6 その他	
(1) 負担金の見直し	9
(2) 公募型・提案型補助金制度の検討	10
別表1 補助金交付基準	11
別表2 補助金見直し基準	12

はじめに

本市においては、「市民とともに築く活力・魅力あるまちづくり」の実現に向け、1市4町合併直後から行財政改革に積極的に取り組み、一定の成果はでていますが、国の三位一体の改革(*1)による地方交付税の予想を超える削減や平成20年の世界同時不況の影響による税収減などにより、「平成22年度に単年度の財政収支を黒字化」という行財政改革の目標を達成することは非常に困難な状況にあります。また、国から交付される地方交付税については、合併による優遇措置として平成27年度まで1市4町分の算定(合併算定替(*2))が行われることになっていますが、その後の5年間で一つの市としての一本算定へと段階的に縮減(5年後には約26億円が縮減される見込み)されることになっており、これまでのように地方交付税や国の補助金に依存した財政運営は次第に困難になってきています。

今後、これらの状況を打開していくためには、抜本的な改革のもと、簡素で効率的な行財政運営を行いながら、地方分権時代に対応できるような自立した行財政システムを早急に確立することが必要であることから、行財政改革の更なる取り組みとして、先例、慣例にとらわれず新たな視点に立った中で、全ての事務事業について見直しを行いながら、平成21年12月に行財政改革大綱に基づく実施計画の第一次改訂版を策定いたしました。

これまで、補助金は市の施策を展開する中で、地域活性化や産業振興等の行政サービスを補完するなど重要な役割を担っていますが、一方では様々な問題点も指摘されており、平成17年3月に総務省から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」では、補助金等の整理合理化が求められ、行財政改革実施計画においても抜本的な補助金等の見直しを図ることを重要項目の一つとして位置づけています。

本市の補助金制度につきましては、飯塚市補助金等交付規則に基づき申請、交付決定、実績報告などの事務手続きを規定していますが、補助金交付決定等に関する明確な基準がないため、一旦予算化されると、事業実績による効果を評価せずに長年にわたり継続して交付している例が見受けられるなど、補助金が長期化し、既得権化する傾向にあります。また、補助金等は当然ながら市民の税金をもって交付されているものであり、すべて市民に情報開示し、透明性・公平性が確保されなければなりません。

見直しにあたっては、補助金等の交付の理念、即ち、行政と市民の役割分担を明確にするとともに、公益上の必要性が客観的に認められ、かつ、自助努力をもってしても、なお不足する部分を補助するという必要最小限の原則に立ち返り、市民に開かれた制度にするとともに補助金総額の抑制を図りながら、適正かつ効果的な交付を行うために「補助金等の見直しに関する指針」を策定するものです。

*1 『三位一体の改革』 地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、真に住民に必要な住民サービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大するため、国庫補助負担金を削減し、代わりに税源を地方に移譲するとともに、地方交付税を見直すという3つの改革を同時に行うもので、平成16年度から平成18年度にかけて実施されました。

* 2 『合併算定替』 市町村合併が行われた場合、スケールメリットにより様々な経費の節約が可能になることから、一般的には基準財政需要額が減少することにより、普通地方交付税も減少しますが、合併による経費の節減は、合併後直ちにできるものばかりではなく、旧合併特例法第 11 条第 2 項において、合併年度とそれに続く 10 年度は、合併前の市町村がそのまま存在しているものとみなして計算した交付税額を保障し、その後、5 年間で保障額を逡減させるものです。

1 補助金等に関連する法令等

現行法令等では、次のとおり、憲法や地方自治法の規定にあるように、公金を補助金等として交付するにあたっては、「公」を担うに足る公益性が求められ、客観的にも認められる必要があります。

【日本国憲法第 89 条】

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

【地方自治法第 232 条の 2】

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

(行政実例：昭 28.6.29)

公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要であるかどうかの認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。

【地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針(H17 総務省)】

補助金等の整理合理化

様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進すること。

終期の設定や PDCA サイクルに則った不断の見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・縮減すること。

【行財政改革大綱に基づく実施計画(H18.11)】

補助金等の見直し

補助及び交付金については、総体的な補助金交付基準(終期を設定し定期的に見直す仕組みや一定の限度を設定する内容等を盛り込む。)を早期に策定するとともに、検討委員会を設置し、総合的かつ客観的に個々の補助金等の役割・効果等の評価を行い、整理統合の可能性及び所期の目的を達成したと認められるものの廃止を検討する。また、旧市町等に存在する同一・類似目的の団体で補助金等を交付している団体については、組織統合の推進を図るとともに、公益性・公平性・必要性・経済性等を検討し、補助金等の整理合理化を図る。

2 現状と課題

(1) 現状

本市では、平成 21 年度当初予算(普通会計ベース)で 174 件、約 17.2 億円の補助金(負担金除く。)が計上されており、各種団体への補助金から個人への補助金まで、様々なものがまちづくり等に活用されています。

なお、現状としては以下のとおりです。

本市における補助金等については、飯塚市補助金等交付規則及び個々の補助金交付要綱等において、事務手続き並びに補助の対象とする事務事業の範囲、補助事業者等を規定していますが、特に団体運営補助金については、補助対象経費の明確な基準となるものがないため、本来自己資金にて負担すべきものが補助対象経費に含まれている例も散見されます。

本市財政の危機的状況を早期に打開するために、平成 18 年 9 月に「飯塚市補助金等見直し基準」の策定を行い、個々の補助金について整理・検証し、廃止、一時凍結、縮減などを実施したことにより一定の成果はありましたが、合併直後ということもあり、合併時に調整できずに旧市町の補助金がそのまま引き継がれているものがあり、また、限られた期間の中で行政内部だけで評価・判定を行ったことから、抜本的な補助金改革はできなかったのが現状です。

補助金の状況(平成 21 年度当初予算)

大 区 分	小 区 分
市単独補助金 148 件 1,488,633 千円 国・県補助金との重複分 11 件含む	・ 事業費補助金 61 件 392,775 千円
	・ 運営費補助金 40 件 219,613 千円
	・ 事業費 + 運営費補助金 33 件 860,634 千円
	・ 扶助的補助金 7 件 9,124 千円
	・ 利子補給金 7 件 6,487 千円

国・県補助金 37件 276,326千円	・事業費補助金	16件	145,577千円
	・運営費補助金	4件	27,641千円
	・事業費＋運営費補助金	2件	3,358千円
	・扶助的補助金	11件	96,258千円
	・利子補給金	4件	3,492千円

(国・県補助金＋市単独補助金) 重複 11件 47,130千円

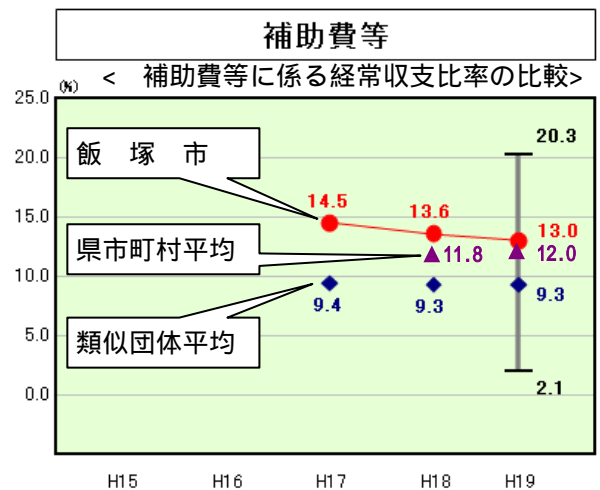
〔内訳〕・事業費補助金	6件	35,705千円
・運営費補助金	2件	10,781千円
・事業費＋運営費補助金	1件	150千円
・扶助的補助金	2件	494千円

財源等による分類

(単位：千円、%)

補助金の区分	件数	予算額 (21年度)	財源内訳				構成比 (%)	
			国庫支出金	県支出金	その他 特定財源	一般財源		
国・県の補助事業	全額が国・県支出金 及び特定財源のもの	10	20,473	550	13,923	6,000		1.2
	国・県支出金及び特 定財源に加え一般財 源の負担があるもの	27	255,853	66,389	50,111	4,295	135,058	14.9
	内 数 上記のうち基 準を超えて市単 独の増額があるもの	11	47,130	16,437	17,067	2,770	10,856	2.7
	小 計 (A)	37	276,326	66,939	64,034	10,295	135,058	16.1
市の単独補助事業	法令・条例等に基づ く義務付けがあるもの (国・県補助制度以外)	18	100,159				100,159	5.8
	法令・条例等の規定は ないが、それに準ずる規 定・義務付けがあるもの (国・県補助制度以外)	24	117,914				117,914	6.9
	法令等の義務付け がないもの	95	1,223,430				1,223,430	71.2
	小 計 (B)	137	1,441,503				1,441,503	83.9
合 計 (A+B)	174	1,717,829	66,939	64,034	10,295	1,576,561	100.0	

「市の単独補助事業」...「国・県の補助事業」の市単独分(重複分 11件)については含まず。



H19 類似団体内順位 30/35
 全国市町村平均 10.4

(2) 課題

それぞれの補助金は、その時々^①の社会経済情勢に応じて、「公益上必要がある」との判断から創設されたものであり、これまで市の施策を展開する中で、行政の補完的な役割を果たしてきており、その効果的な活用により地域活性化や産業振興などの公共課題の解決にも有効な手段となってきました。しかし、その一方で以下のような課題もあります。

交付基準の不統一

補助金は、広範な事業にわたり様々な性格をもち、公益上必要なものとして交付していますが、交付の考え方など統一した交付基準がないため、交付主体である所管部署によって判断がまちまちで、判断根拠が不透明になりがちです。

補助金の長期化による既得権化

補助金は、社会経済情勢の変化に伴い、その目的や内容について随時見直しが行われるべきであるが、一旦創設するとそれらの見直しがなされにくく、長期化による既得権化になりがちです。

交付団体の自立の阻害

補助金が長期化すると、団体においては、補助金を前提とした事業計画や活動を展開する傾向になりがちであるとともに、自主財源の確保など自らの手で自主的に運営を行うという姿勢が希薄になりがちです。

補助金の適正な執行の見直し

補助金を交付する行政側についても、交付することで目的が達せられたとし、補助金の使途について真に目的にかなっているかなどの確認がおろそかになりがちです。

第三者の審査機会の設定

これまで補助金の交付については、行政側の判断だけで行っていますが、その活用については市税を財源とするからには、透明性を更に高めるために、第三者的機関が補助金を審査する機会を設けていく必要があります。

交付機会の均等化や透明性の確保

市民ニーズが多様化し、新しいニーズが次々と生まれてきていますが、限られた財源の中、交付先の限定や特定対象の固定化などが見受けられることから、様々な活動団体が参加できるように、開かれた制度を構築し交付機会の均等化や透明性を高めていく必要があります。

(3) 補助金の種別とその課題

本市が交付している補助金等について、その性格と課題を整理すると次のとおりです。

事業費補助

【性格】団体等が行う特定の事業(イベント・大会を含む)に対して、その事業に公益性があると市が判断し、当該事業を推進・奨励するために事業費の一部あるいは全部を補助金として支出するものです。したがって補助金の使途はその事業に限定されます。

【課題】行政を補完するための事業に対する補助は、その対象経費や積算根拠を明確にする必要があります。また、特定の相手方への補助が長期化・固定化していると思われるケースも見受けられることから、支出内容及び終期について再検討することが必要であるとともに、各分野において様々な団体が活動を行っている中であって、なぜ、その団体や事業だけが固定的に補助を受けられるのか説明することが必要になってきます。

団体運営費補助

【性格】行政を補完している団体等の行う事業に公益性があると市が判断し、その団体等の運営が自主・独立的に行われるよう、側面から支援するために補助金を支出するものです。

【課題】団体運営補助という性格上、補助金の使途は特定事業に限定しておらず、補助対象経費等が曖昧になる傾向があり、算出根拠が不明確なもの、同種団体へ一律の定額補助を行っているもの、自己負担の割合が少ない、繰越金が多額であるなどの問題点が散見されます。また、補助金はその団体のどの事業に、どのような形で活かされたのかなどが判然としない場合があります。また、運営費補助を受けている多くの団体については、設立の初期段階における組織力・運営基盤がぜい弱なため、自立できるまでの一定期間、運営費に対して補助してきたものでありますが、補助金の交付が長期化・固定化することにより、団体の自立を促進する本来の補助目的を阻害しているケースも見受けられるため、終期の設定など

是正することが必要です。

扶助的補助

【性格】法令に基づき、社会保障制度の一環として生活困窮者、身体障がい者等に対してその生活を維持するために支出される経費で、よりきめの細かい行政サービスの展開や格差の是正のために支出するものです。

【課題】所得制限の有無など交付条件において差異があるものがあり、公平性を満たすことが必要であるとともに、国・県の補助制度が終了したもので、市単独で支出しているものについては、社会環境や市民ニーズ等を勘案しながら再検討することが必要です。

利子補給補助

【性格】市民、事業者等の借入金に係る利子差額を補給することにより事業目的を達成するために補助金を支出するものです。

【課題】融資限度額の見直しや借入利率の変動に合わせた利子補給率の設定など制度の再検討が必要です。

3 見直しの視点

基本的視点

各種団体等と行政との役割分担を行うためには、まず公共性の有無を判断する必要がありますが、補助金を含めた行政サービスの公共性については、公益性と必要性の二つの観点から公共性を判断することを基本とし、以下の個別的視点を加味し総合的に調整します。

加味する視点

ア 財政的視点

恒常的に交付している補助金、すでに補助目的を達成している補助金、統合可能な補助金について見直しを進めることにより、厳しい財政状況の中で限られた財源の有効かつ効率的な活用を図ります。

イ 事業内容重視の視点

事業内容について、公益性の度合い、市民ニーズへの合致、さらに用途の適切さなど、その内容を見直すことにより、単に補助金の削減そのものが目的ではなく、交付事業の適正な執行や補助金の有効な活用を図ります。

ウ 客観的視点(交付基準策定)

補助金交付のあり方を客観的に判断する基準を策定し、公平・公正な審査及び検討を行う必要があります。

4 見直しの方向性

事業費補助への移行

補助金の交付にあたっては、本来事業費を対象に補助されるべきであり、事業に対する計画を立て、事業目的の達成に向けて行政が資金的な支援をしていくこ

とが必要であると判断された場合に、補助金が交付されるべきであります。このように補助対象を明確に事業費に限定することで、補助の効果、必要性を問う事業評価につながるようになることから、事業費補助への移行を図ります。なお、「事業費補助への移行」により単年度決算が基本的な考え方となることから、実績報告における剰余金（従来繰越金となっていたもの）は発生しないこととなります。

団体運営費補助のあり方の見直し

「事業費補助への移行」の考え方から、団体運営補助は、補助の対象となる経費の範囲を定めた上で、終期を定め段階的に減額していくものとします。しかしながら、団体の設立時などの初期段階において運営基盤が弱い場合や本市の目標である「協働のまちづくり」に向けたパートナー育成・支援のための団体運営補助については、原則外として一部認め、終期を定めるものとします。また、団体等が行っている事業が、本来市が主体となっていくべき行政の代替としての性質を有している場合については、そもそも団体運営補助金として支出していることが適切であったかという点で疑問があり、団体が行っている特定の事業に着目して委託事業へ切り替えることも併せて検討します。

終期の設定(サンセット方式の確立)

補助が長期間にわたる場合、既得権化などの様々な問題が生じてきます。特に団体運営補助金については、適切な見直しを適時実施し、弊害を防ぐために終期を設定する必要があります。新たな補助金については開始時に、既存の補助金は改めて終期を設定します。なお、終期は通算3年以内を原則とします。

第三者審査機関の設置

補助金交付における妥当性や公平性、透明性を確保するためには、行政側だけの判断では市民から理解を得られることは難しいことから、補助金交付のあり方を客観的に判断する基準を策定し、公平・公正な審査及び評価などを行うために、市民を含めた第三者機関を設置します。

新たな制度への移行に伴う前年度繰越金の調整

- ア 自主財源のない団体については、事業実績において剰余金が発生した場合は、翌年度へ繰り越し、翌年度補助金を減額調整することを原則とします。
- イ 自主財源のある団体については、事業費補助への移行をした時点で前年度繰越金を事業費とは切り離し、市の裁量権の範囲にはないものとして取り扱うこととします。ただし、事業費補助への移行が完了するまでの間、事業実績において剰余金が発生した場合は、翌年度へ繰り越し、翌年度補助金を減額調整することを原則とします。

総額の抑制

限られた財源の効率的・効果的な活用を図るため、補助金総額を抑制するとともに、新たな補助金の交付にあたっては、スクラップ・アンド・ビルドを原則に対応します。なお、協働のまちづくりに寄与するものなど市の施策として相当の

効果が認められる補助金については、より効果的な交付を行うような方策を合わせて講じます。

各種補助団体への関与の見直し

市が事務局業務(実質的に事務局業務を行っている場合を含む。)を行っている場合は、団体の自主的事業展開を促すために、団体の事務は団体の責任として担うことを原則とします。なお、移行期間については、それぞれの団体の実情に合わせて順次実施することとします。また、移行が困難な場合は事業手法の見直しを検討します。

5 補助金の交付と見直しに関する基準

今後の本市の補助金制度をあるべき姿としていくために、以下の基準に基づいた補助金制度の運用を行うものとします。

(1) 補助金交付基準【別表1】

地方自治法では、地方公共団体は、公益上必要がある場合において補助することができることになっています。公益上必要があるかどうかの判断は、十分かつ客観的に妥当性があるものでなければなりません。この視点に基づき、多種多様な補助金について公平性を確保し補助金を交付(審査)するための基準や予算の単年度主義の原則に基づき、補助金についても年度単位で予算化する必要があるため、毎年度この基準に基づき審査決定します。

(2) 補助金見直し基準(通算3年経過後の補助金の判断基準)【別表2】

終期設定の原則から、補助金は通算3年以内で交付を終了します。しかしながら継続する必要が認められる場合もあり、補助金については、通算3年経過した際に改めて見直しを行う必要があります。その継続、廃止等の見直しのための判断基準として補助金見直し基準を設けます。なお、この基準は、補助金交付基準を踏まえ適用するものです。

6 その他

(1) 負担金の見直し

負担金の多くは市が構成又は加入している各種団体等へ支出する負担金ですが、本来の加入の意義、その役割等が見直されないまま漫然と支出しているものが散見されます。また、負担割合についても、旧1市4町時代の額の合算や算定方法を継続したのものもあるとともに、交付先団体の事業内容、収支の状況をみると、その効果に疑問があるものなども見受けられます。今後は、市が主体となっているもの、また、それ以外のものについても、再度設立、加入の意義・役割や効果等を検証し、脱退、解散を含め構成団体間での協議や事業内容・負担額の見直しの提案などを行いながら、補助金の見直しの視点・方向性に準じて、必要性・適時性・効果などを審査し抜本的な見直しを行います。

(2) 公募型・提案型補助金制度の検討

時代の変化に伴う市民ニーズの多種・多様化が進む中、地域における市民活動への助成要望が増えつつありますが、限られた財源の中で、時代の変化に応じた新たな施策に対して効果的に補助金を交付し、決定のプロセスの透明性・公平性を確保するとともに、市民との協働のまちづくりの観点から公共サービスの新たな担い手を創出するためには、補助金等をその一手段としてより有効に活用することが重要になっています。このようなことから、一定の予算枠内での公募型・提案型の補助金制度の創設や既存補助金の性質に応じた公募型等補助金への転換について検討を行います。

【別表1】補助金交付基準

内容	項目	説明
1 判断 指 針	(1)事業の公共性 (必要性、公益性)	<p>地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性を認めるもので、特定のもののみの利益に供することのないもの</p> <p>行政の施策として、事業を団体、個人に積極的に推進しようとするもの</p> <p>地域の経済・産業の振興、雇用の促進の分野において、行政が積極的に普及・支援する上で、事業推進を図るための援助が必要と認められるもの</p>
	(2)事業の効果性 (有効性・効率性・適時性)	<p>補助金の交付に対して効果が認められるもの</p> <p>事業活動の目的・視点・内容などが明示され、かつ、社会経済情勢に合致していること。</p> <p>多様な主体と行政との役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること。</p> <p>社会経済情勢から時宜を得ていること。</p>
	(3)団体等の適格性	<p>団体等の会計処理及び使途が適切であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体等の決算において、実質的に繰越金又は余剰金等が補助金額を超えていないこと。 ・団体等において適正な監査機能を有していること。 <p>団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致していること。</p>
2 補助 対象 経 費	(1)事業費対象の原則	<p>団体運営経費にかかる補助は原則対象としない。(ただし、設立したばかりの新規団体及び「協働のまちづくり」の推進団体に対する場合を除く。)</p> <p>現行の団体運営経費の内、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等は対象としない。</p> <p>調査研究に係る事業の内、直接事業に係わらない視察旅費は対象としない。</p>
	(2)補助率・補助単価の明確化の原則	<p>補助対象の範囲及び内容に対する補助の程度を補助率、補助単価等の数値基準として各々の要綱にて明確にし、補助金の交付額を決定する。</p>
3 期 間	(1)終期の設定の原則	<p>市単独補助金は、原則として通算3年以内で交付を終了する。</p> <p>国や県の制度によるものは、補助終了をもって終了することを原則に見直す。なお、補助期間内であっても必要に応じて見直す。</p>

【別表2】補助金見直し基準(通算3年経過後の補助金に関する判断基準)

方向	項 目	見直し手法、内容等
1 継続 (見直しを含む)	(1)法令等により補助の実施が義務づけられているもの	経費精査
	(2)国、県の補助金を財源の一部として充てる事業の内、市の負担が義務的であるもの	経費精査 国県補助終了をもって廃止
	(3)他市町村との協議等により市の負担が決定しているもの	経費精査 他市等との協議
	(4)行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を補完して実施しているもの	経費精査
	(5)「協働のまちづくり」に向けたパートナー育成・支援のために実施しているもので、継続する必要性が認められるもの	同上
2 廃 止	(1)既存の団体運営経費に対する補助	廃止(場合により事業費補助金への切替等)
	(2)施策の浸透、普及等により、補助目的が達成されたもの	廃止(場合により年次縮減、終期設定等)
	(3)社会経済情勢等の変化により、補助の目的・視点・内容が適切でなくなり、事業効果が薄れているもの	同上
	(4)長期にわたり継続している補助のうち、目的が十分達成されていないなど事業効果が不明確又は乏しいもの、事業目的があいまいになっているもの	同上
	(5)その他、交付に関する基準に適合していないと思われる事業又は団体に対して補助するもの	同上
3 費目 変更	補助金になじまない事業 (市の直接経費での支出)	委託費、報償費等の検討(場合により年次縮減、終期設定等)
4 統 廃 合	交付に関する基準により補助の必要性は認められるが、類似の補助(委託)があるため、整理統合により効果があがるもの	経費精査+同一団体に対する場合及び同一趣旨の統廃合